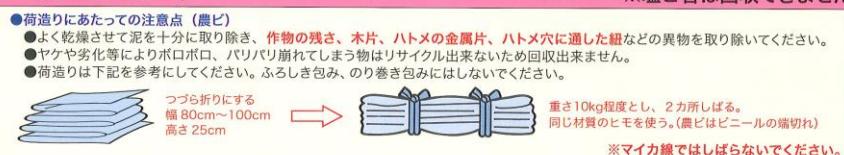


# 農業用使用済みプラスチックの回収について (2019年度用)

- 茨城県農林振興公社は、県と一体となり県内の農業用使用済みプラスチックの回収・処理を行っています。
- 使わなくなった農業用プラスチックは法律で、農業者自らの責任で適正処理することが義務づけられています。
- 回収は「農ビ」と「農ポリ」に分けて行っています。分別していない場合は回収できません。
- 回収場所へ持ち込む際は「産業廃棄物運搬車」の表示を必ず行ってください。

## ◆ 農業用塩化ビニールフィルム(農ビ)

※塩ビ管は回収できません



## ◆ 農業用ポリエチレンフィルム等(農ポリ、農PO、農サクビ等) ✕は回収不可 ○は回収可

- 荷造りにあたっての注意点(農ポリ)
  - よく乾燥させて泥を十分に取り除き、作物の残さ、木片、ハトメの金属片、ハトメ穴に通した紐などの異物を取り除いてください。
  - 荷造りは右図を参考にしてください。ふろしき包み、のり巻き包みにはしないでください。
  - 農ポリは直射日光に当たらないようにして下さい。
  - 農ポリは回収場所から直接分会社に搬入します。機械破損の原因となりますので、絶対に農ビや異物・回収不可品が混入しないようにしてください。
  - 苦しいやけ、劣化している物(ボロボロ、バリバリ崩れてしまう物)はリサイクル出来ないため回収出来ません。



## ポリ回収不可



### その他回収不可品

- 発泡スチロール
- 農業用のヒモ
- 支柱棒
- 波板シート
- フレコンパッケージ
- 結束バンド
- ホース類

(注)保温シート・防草シートなどシート・ネット類は製品が多く、回収可のもの不可のものがあるので、不明な場合お問い合わせ下さい。

## ポリ回収可



お問い合わせ先

## 公益社団法人 茨城県農林振興公社 園芸リサイクルセンター

〒311-3137 東茨城郡茨城町網掛1154番1 TEL.029-293-6800  
詳しくは市町村農政担当課へお問い合わせ下さい。 FAX.029-293-6860